

## 介護保険負担限度額の認定申請について

この制度の適用を受けるためには、申請が必要です。以下の内容を確認いただき、対象となると思われる場合、申請してください。申請し、対象となった場合「介護保険負担限度額認定証」を交付します。

**1 対象となる方** 現在、介護保険施設に入居(入院)している方、又はショートステイを利用している方で  
以下①②の要件を両方とも満たす方

① **所得要件** 世帯全員が住民税非課税であること。別世帯の配偶者(事実婚を含む)がいる場合は、  
配偶者も住民税非課税であること。

② **資産要件** 預貯金額等の資産額が下記の金額以下であること。

対象者	利用者負担段階	預貯金等資産要件
・老齢福祉年金受給者	第1段階	単身 1,000 万円以下 (夫婦 2,000 万円以下)
・生活保護を受給されている方		
・本人の課税年金収入額と合計所得金額と非課税 年金収入額の合計が 80 万9千円以下の方	第 2 段階	単身 650 万円以下 (夫婦 1,650 万円以下)
・本人の課税年金収入額と合計所得金額と非課税 年金収入額の合計が 80 万9千円超 120 万円以下の方	第 3 段階①	単身 550 万円以下 (夫婦 1,550 万円以下)
・本人の課税年金収入額と合計所得金額と非課税 年金収入額の合計が 120 万円超の方	第 3 段階②	単身 500 万円以下 (夫婦 1,500 万円以下)

※食費・居住費が負担軽減されるのは、介護保険施設及び短期入所生活介護事業所のショートステイのみです。

小規模多機能型居宅介護事業所のショートステイ、有料老人ホーム、グループホームはこの制度の対象外です。

### 2 軽減の内容(1日当たり)

利用者負担段階区分	負担限度額					
	居住費(部屋代)				食費	
	多床室	従来型個室	ユニット型 個室的多床室	ユニット型個室	施設サービス	短期入所 サービス
第1段階	0 円	550 円 (380 円)	550 円	880 円	300 円	
第2段階	430 円	550 円 (480 円)	550 円	880 円	390 円	600 円
第3段階①	430 円	1,370 円 (880 円)	1,370 円	1,370 円	650 円	1,000 円
第3段階②	430 円	1,370 円 (880 円)	1,370 円	1,370 円	1,360 円	1,300 円

参考 負担軽減がない場合の食費・居住費のめやす(基準費用額です。詳細は各施設に確認ください。)

上記の段階以外の方 (課税、資産基準超)	437 円 (915 円)	1,728 円 (1,231 円)	1,728 円	2,066 円	1,445 円
-------------------------	------------------	----------------------	---------	---------	---------

※ 上記表における( )内は、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、短期入所生活介護の場合の金額です。

### 3 提出場所及び問合せ

南三陸町保健福祉課高齢者福祉係

〒986-0725 南三陸町志津川字沼田14番地3 総合ケアセンター南三陸内 電話 0226-46-3041

### 4 持参書類

- (1) 申請書(同意書を含む)※成年後見人の方が申請される場合は登記事項証明書の写しを添付
- (2) 預貯金の通帳等(すべての口座残高が対象)の写し  
投資信託・有価証券等がある場合は証券会社や銀行の口座残高の写し  
(配偶者についても添付が必要です。)  
〈詳細〉
  - ① 銀行名・支店名・預金種別・口座番号・口座名義人が分かるページ
  - ② 普通預金の口座残高が分かるページ(提出の直近に記帳されたもの。年金振込口座の場合は直近1年の年金振り込みが記帳されたページも付けてください。)
  - ③ 定期預金・定期積金のページ(預金残高の有無にかかわらず、添付が必要です。)
- (3) 本人の個人番号(マイナンバー)を確認できる書類(個人番号カード等)
- (4) 本人(又は代理人)の本人確認書類等(免許証や障害者手帳等の顔写真入りのものは1点、介護保険証、健康保険証等の写真の無いものは2点準備願います。)
- (5) 代理人の方は、委任状又は本人に発行された保険証や認定証をお持ちください。

#### ※参考 【資産に含まれる預貯金等の種類】

預貯金等に含まれるもの (資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なものが対象)	確認方法
預貯金(普通・定期)	通帳の写し(インターネットバンクであれば口座残高ページの写し)
有価証券(株式・国債・地方債・社債など)	証券会社や銀行の口座残高の写し
金・銀(積立購入を含む)など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の口座残高の写し
投資信託	信託銀行、証券会社等の口座残高の写し
タンス預金(現金)	自己申告